

「ふれあいの郷」整備モデル事業の一考察

岩村田・庶務課 清 水 正 義
管理係 畠 中 計 一
中 込 義 勝
片 山 松 夫
軽井沢担当区事務所 滝 沢 久 寿

要 旨

都市住民等に森林づくりの場の提供と併せその拠点となる「森林の家」用地の提供等を行う、林野庁はじまって以来のこの事業を当署管内軽井沢町の国有林で実施した。

新規事業で、モデルがなく歩きながら考える部分が多く、関係機関等の事前折衝、法令条例等にもとづく手続書類の作成等に、多くの時間を要したが局、署一体でとりくみ乗切った。

国有林の収入確保に資する外、都市住民の森林、林業に対する理解が深まったことは大きな成果であり、今後の事業推進に役立つものと考え報告する。

は じ め に

当岩村田宮林署では、軽井沢町に58年度以降分収造林の公募を行い、21件、46haを契約し森林造成への国民参加の促進に努めてきているところである。

この事業は、森林づくりに参加したいとする都市住民に長期滞在施設としての「森林の家」用地と、分収育林とセットで契約することとした林野庁初の事業である。

I 軽井沢町の現況

1. 避暑地としての軽井沢の誕生

明治19年英国人宣教師A・C・ショー氏によって開発されてから、今年で100周年に当たり、町では多彩な記念行事が計画されている中で軽井沢「ふれあいの郷」整備モデル事業を実施することは大変意義深いものがある。

2. 現在の軽井沢

保健休養地として作家、画家、詩人をはじめ新婚旅行や修学旅行、又自然を楽しもうとする人々等も目立って盛んになってきており、人口約1万5千人の町は夏季最盛期にはその10倍近くの人口にふくれあがり、観光客数は年間800万人、別荘、寮だけで1万戸を数えている。

II ふれあいの郷の位置

ふれあいの郷の事業地は、軽井沢駅から北へ7km、白糸ハイランドウェイを車で10分程度のところにあり、浅間山の眺望もよく、標高1,100m～1,200mに位置し、約70年生アカマツ天然林の高原地帯である。

当地は国有林を中心に上信越高原国立公園になっており、近くには白糸の滝、軽井沢、小瀬自然観察休養林、野宮場、野鳥の森、信濃路自然歩道など恵まれた自然環境に位置している。

分収育林地も歩いて5分と近く、森林づくりの基地として最適な場所である。

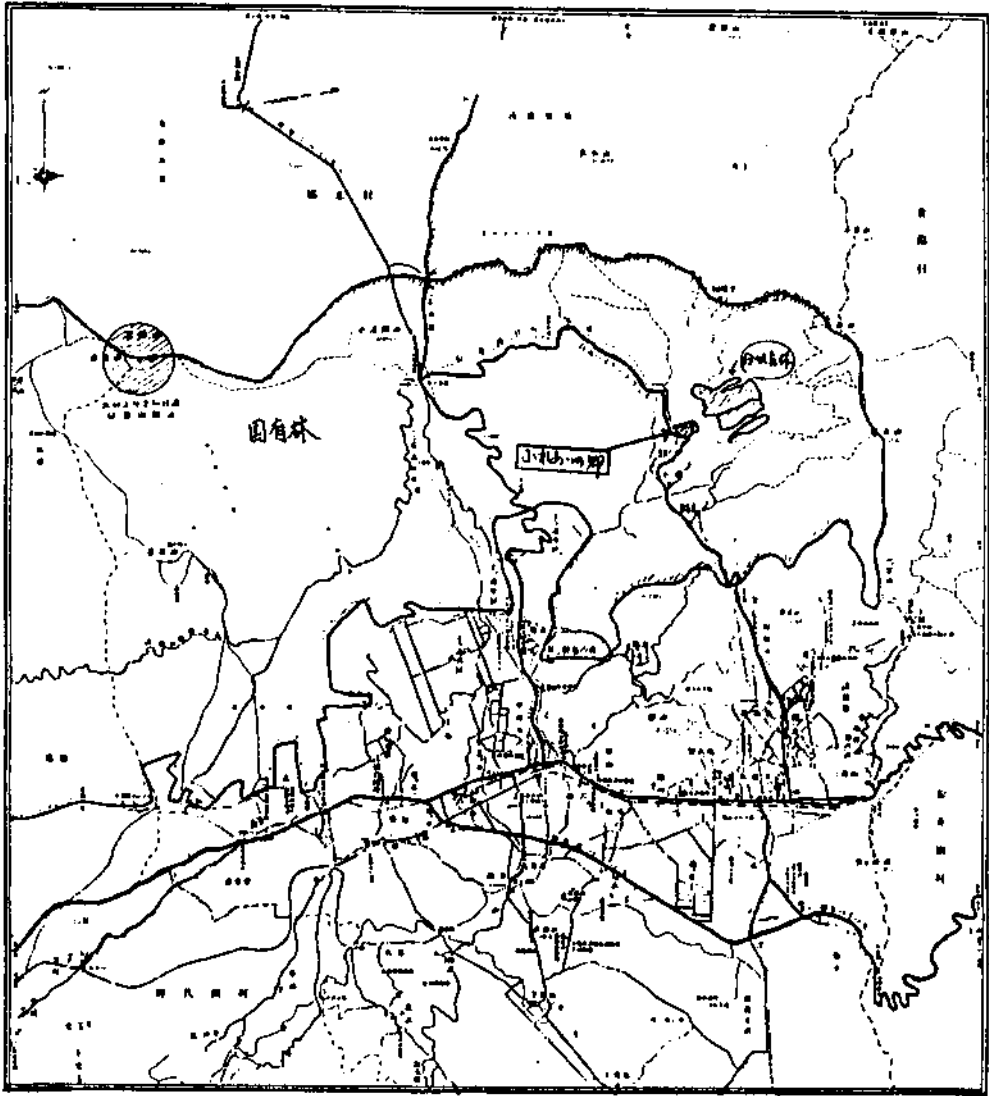


図-1 軽井沢ふれあいの郷位置図

Ⅲ ふれあいの郷の概要

1. 施設別面積

全面積	91,026㎡	緑地	24,621㎡
道路敷	10,376㎡	水源かん養保安林	43,339㎡
駐車場敷	462㎡	保安林解除面積	47,687㎡
広場	1,703㎡		
「森林の家」用地敷	53,715㎡		
調整池	149㎡		

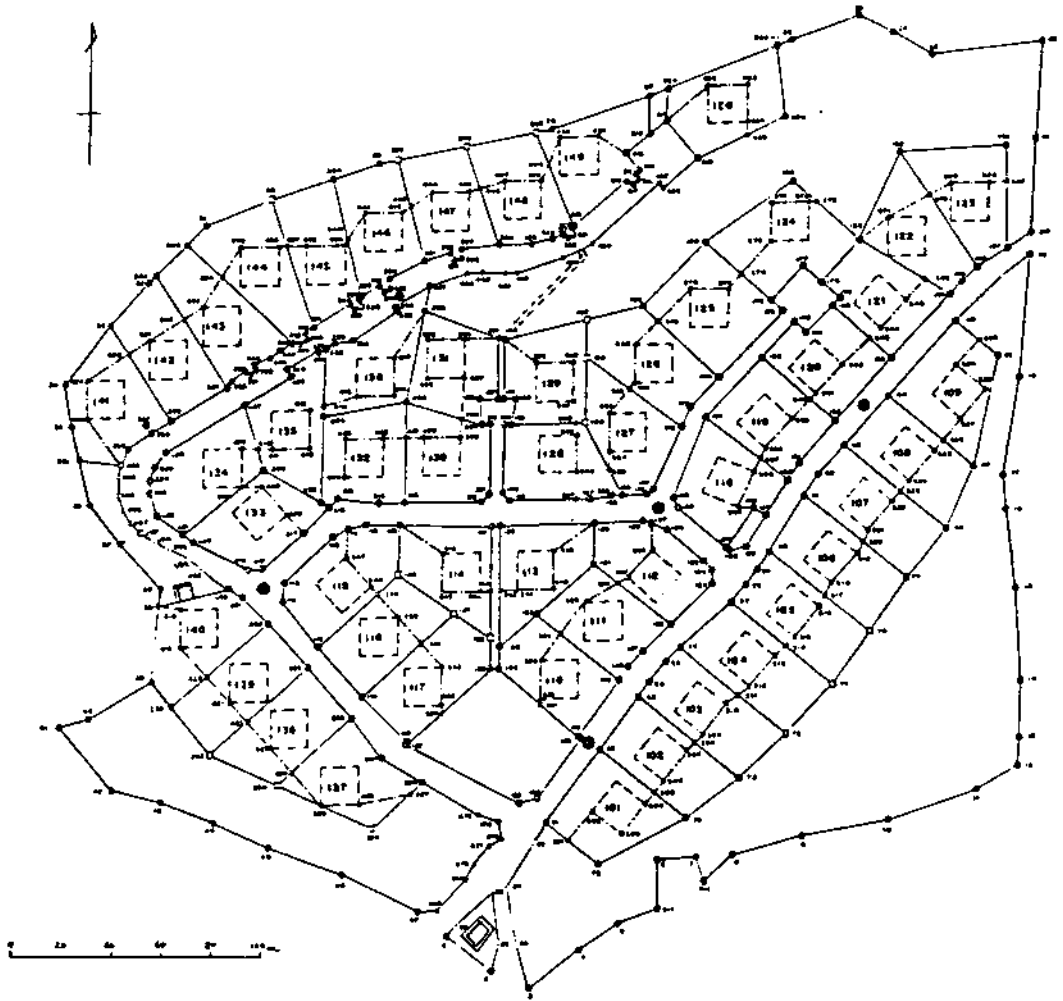


図-2 軽井沢ふれあいの郷概要図

2. 付帯施設

(1) 水道施設

ふれあいの郷から北へ約1.6km地点の湧水を水源に76tの配水池を作設し給水するとともに、ふれあいの郷地内に、消火栓5基を設置した。

(2) 電気施設

近接の小瀬林業村から、木柱29本で工事をすることになり、街路照明灯も10灯施設することとした。

(3) モデルハウスの展示

都市住民等の木とのふれあいの促進、間伐材需要の拡大等を図るため、林野庁が開発した丸太を縦に使用したTタイプのログハウスを広場に建築しPRするとともに、管理棟として利用することになっている。

Ⅳ 実行の経過

1. 手続関係の機関等

軽井沢町の自然保護対策要綱、長野県自然保護条例をもとに軽井沢町、地方事務所、建設事務所、保健所、環境庁、地元の小瀬林業村、中部電力、草軽交通、電話局、土地改良区、漁業組合等、手続対象は広汎多岐にわたった。

2. 法令、条例等の手続

- (1) 保安林解除に伴う軽井沢町の同意書
- (2) 国立公園特別地域内工作物の新築協議書（水道布設工事関係も同じ）
- (3) 水源の承諾書（土地改良区）
- (4) 漁業組合の同意書
- (5) 河川許可申請書（造成のため）
- (6) 原水、水質検査結果書（水源利用のため）
- (7) 町の条例に伴う覚書締結
- (8) 専用水道布設工事確認書
- (9) 普通地域内公告物の設置等通知書

Ⅴ 考 察

1. 手続関係

(1) 保安林解除

軽井沢町の同意書については、1月以降折衝を重ねてきたが、保健休養地として当軽井沢町では別荘新築が年間200戸以上にのぼるなど、他の開発行為との関連上の特殊事情とも複雑にからみ合い、同意を得るまでに6箇月以上の日数を要するなど、地元の受け入れ体制が計画日程のとり方に大きく影響した。

(2) 国立公園特別地域内工作物の新築協議書

環境庁との協議が必要であり、環境庁管理官事務所、軽井沢町、地方事務所、県、環境庁長官と協議するので、手続上相当の時間を要することから、特別地域以外の箇所に工作物を新築することがより円滑に実行できる。

(3) 町の条例に伴う覚書締結

軽井沢町の自然保護対策要綱にもとづき、消防署をはじめ商工観光課、建設課、保健課、水道部等関係各課と折衝を重ねて9月に締結した。

この覚書は今後の自然保護等の措置について、相互に緊密な連絡を図り、「ふれあいの郷整備事業」を適正に実施されるよう締結したものであるが、地元の開発規制のあり方が、事業の進め方に大きく影響するものと思われる。

(4) 専用水道布設工事確認

水道法の解釈の相違、専用水道の計画内容が適正であるか等、水道部、消防署、保健所等と折衝を重ね、上田薬剤師会検査センターの原水、水質検査結果書、千ヶ滝湯川土地改良区の水源の承諾書を添付して提出した。

公共水道が利用できる個所が望ましい。

2. 事業実行

新規事業の場合モデルがなく、歩きながら考える部分が多い、通達上から最終期日が決められて来る、時間的ゆとりを持った実行が必要である。

3. 公募

(1) 「森林の家」の建築場所が区域のうち最奥にあり隣と大きく離れている。No150の区画が93倍、区画面積1,251㎡で一番大面積のNo125が66倍の競争率であった。今後は区画面積を大きくすべきである。

(2) 公募期間、現地案内は10月、11月の寒い時期となったが、やはり売込みには、場所がらから夏季のシーズンが望ましい。

(3) 新聞、テレビで取りあげたことから担当区、署、町役場まで電話での照会が殺到した。又現地を見た後の照会も多かったことから、現地に説明員を常駐させて対応する必要がある。

(4) 実施場所は軽井沢という知名度と、国の事業ということで応募者は、32都道府県から913人、平均18倍という高い競争率であった。

しかし、1年以内に「森林の家」を建築しなければならないため、資金計画等で辞退者があった。「森林の家」の建築期間が短か過ぎるのではないかと思う。

4. 報道機関の関心

新聞、テレビでの報道と、現地案内を通じ森林、林業への関心が深められた。

VI 成 果

1. 局署一体になった対応

経常業務のかたわら、この事業に係る関係機関との折衝、手続書類の作成、分収育林契約、「森林の家」用地の貸付契約等の業務及び部材の生産では上田、白田、長野、諏訪署の応援等、局署一体となった対応でここまでこぎつけたことは大きな成果である。

2. 全員参加

この事業を円滑に進めるため、署に「ふれあいの郷推進委員会」を設置して、6回に及ぶ打合せ会を開催するとともに、プロジェクトを組んで実行した。

また、2回にわたる現地案内等にも全署員が参加し、役割分担により実施できたことは、一つの目標に向かって一丸となる体制ができたことでも、今後新しい事業にも対処できる大きな自信となった。

3. 業界の積極的協力

長野林業土木協会をはじめ、佐久水道企業団、上小木造住宅建設組合、北佐久木材協同組合等、業界の積極的、全面的な支援助と協力体制も大きな力となった。

4. 部材生産販売

「森林の家」部材に用途の少ないカラマツ小径木の生産販売は新規の利用分野の途を開くものとして、今後に向けて建築材利用のあり方として大いに期待できる。

VII 今後の課題

1. 地元の受入れ体制

事業の円滑な運営のためには、地元の受入れ体制等参酌した場所の選定が今後の課題である。

2. 「森林の家」部材生産

生産、加工、販売は国の方で一貫して行うこととしているが、素材の時点で販売すること及び、民材の活用も考えるべきである。

3. 木のPR

入居者には木製の家具、木製の風呂、薪ストーブの積極的なあっせんを行い、木のPRに結びつける必要がある。

おわりに

以上のように事業をやってきたが、目的達成に向って署員一丸となって取組んでいるので、皆様方の一層の御指導と御協力をお願いする。